
*
* 令和 5 年度 第 9 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年12月8日 午後 3時30分 招集
2. 令和5年12月8日 午後 3時28分 開会
3. 令和5年12月8日 午後 4時30分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
局長	田中博	係長	田村直之		
次長	中藤宏和				
書記	藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結果
	第34号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件 許可
	第35号 農地法第5条の規定による許可申請について 7件 許可
	第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 5件 決定
	報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8	署名委員
	11番 中曾浩徳
	12番 藤本久也
9	議事の内容
	令和5年度 第9回高梁市農業委員会総会会議録
	令和5年12月8日(金) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員7名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和5年度第9回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。11番中曾委員と12番藤本委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。52番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第34号52番朗読説明 －</p> <p>52番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1, 194㎡です。譲受人の通作距離は30m以内、耕作面積は962㎡、家族5人中耕作人は2人、対価は10アール当たり8万3千円です。これらことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 平松委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>先日、購入された空き家の近くにある農地で適切に管理されており、特に問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p> <p>なしとの声がありました。52番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員ですので、52番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に53番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第34号53番朗読説明 －</p> <p>53番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆1, 905㎡です。譲受人の通作距離は240m以内、耕作面積は363㎡、家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人及び譲渡人の親が兄弟であり、譲渡人の親が長男であり申請農地を相続しましたが、その時から譲受人の親である次男が耕作しており、次男が亡くなった後は、その子である譲受人が耕作をしており、この度、申請農地を相続していた長男の子である譲渡人との話し合いで、実際に耕作している譲受人が譲り受けることになったものです。したがって、通作距離はかなりありますが、定期的に自宅に帰省してその都度しばらく滞在しながら耕作を続けており、耕作の実績はあります。これらことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小野貫治委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>既に譲受人の方が管理されており、耕作もしていました。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。53番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、53番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に54番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第34号54番朗読説明 －</p> <p>54番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農より申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆410㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいています。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り2千円です。この案件につきましては、譲受人の兄が相続していた申請農地を地元にいる譲受人が耕作していましたが、兄が亡くなり、その子が相続したものの耕作できないことから、この際実際に耕作している譲受人に所有権移転するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 佐藤委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地は耕作中でした。問題はないと思われま。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。54番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、54番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に55番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第34号55番朗読説明 －</p> <p>55番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、3筆3,772㎡です。畑については、1筆300㎡、合計4筆で4,072㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は4,072㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、夫婦間の生前贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現地は田んぼで、綺麗に耕作されている状態でした。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>

議 長	なしとの声がありました。55番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、55番については許可とすることに決定しました。 次に56番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第34号56番朗読説明 －</p> <p>56番は、譲受人が譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆930㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は3,015㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が労力不足により耕作できなくなったため、近所の知り合いの譲受人に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小見山委員	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 適切に管理されており、周囲に影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。56番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、56番については許可とすることに決定しました。 次に57番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第34号57番朗読説明 －</p> <p>57番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、12筆10,239㎡です。畑については、6筆2,472㎡、全体で18筆12,711㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り35万円です。この案件につきましては、空き家バンク利用により空き家及び農地を取得し、空き家については、所有権移転が終了し現住所に移住されており、ここで農地について所有権移転を行うため申請されたものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページ及び11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 伊達委員	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 田は一部荒れている様子でしたが、畑には大豆が植えられていました。引き続き耕作されると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。57番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、57番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に58番について事務局から説明をお願いします。 <p style="text-align: center;">－ 議案第34号58番朗読説明 －</p> 58番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1筆1, 190㎡です。畑については、1筆1, 440㎡、全体で2筆2, 630㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は2, 617㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましても、譲渡人が本家、譲受人が分家の関係であり、この度両者の話し合いで、地元にいる譲受人に贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、12月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
田平委員	一部は竹藪のような状態になっていましたが、他は綺麗に耕作されておりました。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。58番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、58番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	続いて、「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。44番について事務局から説明をお願いします。 <p style="text-align: center;">－ 議案第35号44番朗読説明 －</p> 44番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆1, 395㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり93万1千円です。施設の概要としては、太陽光パネル160枚 発電量49.50Kwです。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましても、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましても、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、12月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから14ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	パネル設置個所の近くに田がありますが、水路も整備されるとのことなので、特に影響は出ないと思われれます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長	なしとの声がありました。44番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、44番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次は関連がありますので、45番及び46番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第35号45番及び46番朗読説明 －
中藤次長	45番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1,069㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り46万7千円です。施設の概要としては、太陽光パネル154枚 発電量49.50Kwです。
中藤次長	46番については、転用者が、設定人と申請農地に使用貸借権を設定し、工事中用搬入路を設置するために一時転用するものです。申請農地は、田1筆1,057㎡の内102.01㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり賃借料は無償です。施設の概要としては、工事中用搬入路102.01㎡です。一時転用の期間としては、令和6年3月31日から令和6年11月30日までです。この案件につきましては、45番の工事を行うための工事中用搬入路です。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、12月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15ページから17ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	進入路には隣接宅地を通るようになりますが、通行に関しては許可得ているようです。特に問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。45番及び46番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、45番及び46番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に47番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第35号47番朗読説明 －
中藤次長	47番については、転用者が、設定人と賃借権を設定し、事務所及び倉庫を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1,542㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 賃借料は年間10アール当り2万円です。施設の概要といたしましては、事務所及び倉庫400㎡です備考に記載しておりますように前回・前々回許可した敷地と合わせた全体計画面積は4,971㎡です。19ページの図面をご覧ください。この案件につきましては、前回の許可後に今回の農地を新たに借りることができることになり、隣地の敷地内に西から東に向けて事務所及び倉庫を建設する計画となっていたものを、申請農地と隣地を横断して北から南に向ける形に建設場所を変更されています。その関係で、駐車場の位置や数について、変更がなされております。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1

<p>議 長 小野昌道委員 議 長 議 長 議 長</p>	<p>2月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから20ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 前回の総会で転用案件で出てきた申請で変更が生じたようですが、事前着工等もなく問題はないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。47番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、47番については許可とすることに決定しました。 次も関連がありますので、48番及び49番並びに50番を合わせて議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>－ 議案第35号48番及び49番並びに50番朗読説明 － 48番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、分譲宅地及び進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、田については、1筆165㎡です。畑については、2筆385㎡、全体3筆で550㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地は10アール当り249万3千円です。 49番については、転用者は同一で、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、同一の転用目的に供するために転用するものです。申請農地は、田2筆708㎡です。農地区分及び転用地の価格は同様です。 50番については、転用者は同一で、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、同一の転用目的に供するために転用するものです。申請農地は、田2筆377.06㎡の内346.06㎡です。農地区分及び転用地の価格は同様です。施設の概要といたしましては、分譲宅地5区画1,386.28㎡、進入路210㎡です。備考に記載しておりますように全体計画面積は1,604.06㎡です。この件につきましては、まず48番の譲渡人でございますが、成人後見人が選任されており、成人後見人によって申請がなされております。なお、成人後見人の資格については、登記事項証明書で確認をしております。次に、50番の所有権移転を伴うものにも関わらず、分筆を行わずに申請がなされていることについてでございますが、国から事務の適正化及び簡素化に係る通知が出ておりまして、転用する箇所が特定できる場合は、あらかじめ分筆を行わなくても許可は可能であるとされております。この度の申請では現地の測量が行われ、23ページに添付しておりますような地籍測量図が添付されており、転用場所や面積が明らかになっているため、申請を受理しております。なお、許可後に実際に所有権移転をする際には分筆登記が行われますが、農業委員会としては、許可書には当該農地については、371㎡の内340㎡と記載し、この地籍測量図を添付することになりますが、登記を行うのに当たってその内容で問題がないかどうかを法務局に照会したところ、問題ないとの回答をいただいております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、12月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、21ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 山川委員 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 以前より造成の話があり、ようやく申請に至ったようです。特に周囲に影響はないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>藤代書記</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>藤代書記</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。48番及び49番並びに50番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、48番及び49番並びに50番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和5年12月20日、利用権の設定を受ける者は5名、利用権の設定をする者は4名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は7,866㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番から5番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、1番から5番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>なしとの声がありました。1番から5番ついて採決をとります。1番から5番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番から5番について決定しました。</p> <p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －</p> <p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第9回総会を閉会します。</p>
--	--

令和5年12月8日

会 長 土 岐 康 夫

1 1 番 中 曾 浩 徳

1 2 番 藤 本 久 也